

議案第 86 号

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 1 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
再任用職員以外の職員	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	

37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			

93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
94		294,000	341,800					
95		294,400	342,300					
96		294,800	342,700					
97		295,000	342,800					
98		295,300	343,300					
99		295,700	343,700					
100		296,100	344,000					
101		296,300	344,300					
102		296,600	344,700					
103		297,000	345,100					
104		297,300	345,500					
105		297,500	346,000					
106		297,800	346,400					
107		298,200	346,800					
108		298,500	347,200					
109		298,700	347,700					
110		299,100	348,100					
111		299,500	348,400					
112		299,800	348,700					
113		299,900	349,200					
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						
120		301,900						
121		302,300						
122		302,500						
123		302,800						
124		303,100						
125		303,400						
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

第2条 境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「22歳」を「満22歳」に、「子及び孫」を「子」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「22歳」を「満22歳」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「60歳」を「満60歳」に改め、同号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（別表第1の給料表の適用を受ける職員でその職務が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第10条の2第1項中「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないと

きは、その旨を含む。)」を「その旨」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員以外の職員が8級職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第26条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

(境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 境港市特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年境港市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年境港市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年境港市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

別表第1中「371,000」を「372,000」に、「419,000」を「420,000」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、附則第6項及び第7項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の境港市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)別表第1の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 新給与条例第26条第2項の規定、第3条の規定による改正後の境港市特別職の職員の給与に関する条例第2条第3項の規定及び第5条の規定による改正後の境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第1項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例においては、前項中「給与」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

(扶養手当に関する特例)

- 6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の境港市一般職の職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第10条の2第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第10条第3項及び第10条の2の規定の適用については、第10条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))については1人につき6,500円(別表第1の給料表の適用を受ける職員でその職務が8級であるもの(以下「8級職員」という。))にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については1万円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、第10条の2第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当す

る事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。) 」と、

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

とあるのは、

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

7 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第10条の2第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第10条第3項及び第10条の2の規定の適用については、第10条第3項中「(別表第1の給料表の適用を受ける職員でその職務が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号」とあるのは、「、同項第2号」と、

第10条の2第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 一般職の職員の勤勉手当及び給料表の改正（第1条関係）

#### （1）勤勉手当の改正

	[現 行]		[改正後]
一般職員	100分の80 (100)	⇒	100分の90 (110)
再任用職員	100分の37.5 (47.5)	⇒	100分の42.5 (52.5)

※括弧内は、特定管理職員

#### （2）給料表の改正

一般職の給料を平均0.2%引上げ

### 2 一般職の職員の扶養手当等の改正（第2条、附則第6項及び第7項関係）

#### （1）扶養手当の改正

	[現 行]		[H29]		[H30]		[H31]
配偶者	13,000円	⇒	10,000円	⇒	6,500円		
配偶者(8級職員)	13,000円	⇒	10,000円	⇒	6,500円	⇒	3,500円
子	6,500円	⇒	8,000円	⇒	10,000円		

また、職員に配偶者がいない場合に扶養親族のうち1人を11,000円とする特例を廃止（経過措置としてH29は子10,000円、父母等9,000円）とする。

#### （2）勤勉手当の改正

	[改正前]		[改正後]
一般職員	100分の90 (110)	⇒	100分の85 (105)
再任用職員	100分の42.5 (52.5)	⇒	100分の40 (50)

※括弧内は、特定管理職員

### 3 市長等の期末手当の改正（第3条及び第5条関係）

	[現 行]		[改正後]
12月分	100分の165	⇒	100分の175

### 4 市長等の期末手当の改正（第4条及び第6条関係）

	[改正前]		[改正後]
6月分	100分の150	⇒	100分の155
12月分	100分の175	⇒	100分の170

5 特定任期付職員の期末手当及び給料表の改正（第7条関係）

[改正前]                      [改正後]

6月分    100分の157.5 ⇒ 100分の162.5

12月分   100分の157.5 ⇒ 100分の162.5

6 施行期日等

公布の日。ただし、2及び4は平成29年4月1日

1（2）は、平成28年4月1日から適用

1（1）及び3は、平成28年12月1日から適用

議案第 87 号

境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 1 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第4項」を「第5項又は第7項」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項又は第8項」に改め、同条第14項を同条第17項とし、同条第13項中「第3項から第8項まで」を「第3項、第5項から第11項まで」に改め、同項を同条第16項とし、同条第12項中「第8項の規定は、第4項又は第5項」を「第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項」に、「これら」を「第7項又は第8項」に、「第8項中」を「第11項中」に改め、同項を同条第15項とし、同条第11項中「第8項第4号」を「第11項第4号」に、「第8項の」を「第11項の」に改め、同項を同条第14項とし、同条第10項中「第8項第3号」を「第11項第3号」に、「第8項の」を「第11項の」に改め、同項を同条第13項とし、同条第9項を同条第12項とし、同条第8項中「及び第3項から」を「、第3項及び第5項から」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

（6）求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第8項を同条第11項とし、同条中第5項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、同条第4項第2号中「とみなして」を「と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして」に改め、同項を同条第7項とし、第3項の次に次の3項を加える。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法

第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
  - (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして、同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

第13条第1項第2号中「第2項」を「第3項」に改める。

第14条第1項中「又は第5項」を「、第6項又は第8項」に、「第17条」を「第16条」に改め、同条第2項中「又は第4項」を「、第5項及び第7項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の境港市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（境港市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって求職活動に伴い、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の境港市職員の退職手当に関する条例第10条第8項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたものについて適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当

する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 3 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する新条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う退職手当条例の改正  
雇用保険法の改正により、失業等給付の給付内容等が変更されるため、失業者の退職手当の規定について所要の改正を行うもの
  
- 2 施行期日  
平成29年1月1日

議案第 88 号

境港市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 1 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

境港市職員の定年等に関する条例（昭和59年境港市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項」を「及び第28条の3」に改める。

第5条を削る。

第6条を第5条とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

2 境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「若しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来又は同条例第5条第1項の任期若しくは同条第2項の規定により退職した者」を「又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者」に改める。

第5条第1項第1号中「若しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来又は同条例第5条第1項の任期若しくは同条第2項の規定により更新された任期の終了により退職した者」を「又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者」に改める。

第10条第1項中「境港市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職し、又は同条例第4条の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同条例第5条第1項の規定により採用された者であったもの及びこれに準ずる者（以下この条において「再任用職員等」という。）並びに第4項」を「第4項」に改め、同条第3項中「再任用職員等及び第5項」を「第5項」に改め、同条第4項中「退職した職員（再任用職員等を除く。）」を「退職した職員」に改め、同条第5項中「退職した職員（再任用職員等を除く。）」を「退職した職員」に改める。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 職員の再任用に関する条文の整理

職員の再任用に係る規定は、境港市職員の再任用に関する条例に規定されていることから条文の整理を行うもの

### 2 施行期日

公布の日

議案第 89 号

境港市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

境港市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 1 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市公共下水道条例の一部を改正する条例

境港市公共下水道条例（平成元年境港市条例第36号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表（第18条関係）

使用料区分		排除汚水量 (1か月につき)	使用料 (1か月につき)
一 般 汚 水	基本使用料	10立方メートルまで	1,404円
	超過使用料 (1立方メートル につき)	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	183.60円
		20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	207.36円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	266.76円
		100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	313.20円
		500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	326.16円
		1,000立方メートルを超える分	338.04円
		温泉汚水(1立方メートルにつき)	
備考 1	温泉汚水	温泉法（昭和23年法律第125号）に規定する温泉を利用して営業する浴場から排除される温泉から生じた汚水をいう。	
2	一般汚水	温泉汚水以外の汚水をいう。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の境港市公共下水道条例別表の規定は、施行日以後に排除した汚水で、平成29年4月1日以後に排除汚水量の認定を行う汚水に係る使用料の額の算定から適用し、施行日以後に排除した汚水で、施行日から同年3月31日までに排除汚水量の認定を行う汚水に係る使用料の額の算定については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 温泉汚水に係る公共下水道使用料を新設（別表関係）  
汚水の種類を温泉汚水と一般汚水（温泉汚水以外の汚水）に区別し、温泉汚水の  
1立方メートルあたりの公共下水道使用料を183.60円と定める。
- 2 施行期日  
平成29年1月1日

議案第 90 号

境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 1 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成元年境港市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

単位負担金額

負担区の名称	単位負担金額
境港第1負担区	380円
境港第2負担区	420円
境港第3負担区	420円
境港第4負担区	420円
境港第5負担区	420円
境港第6負担区	420円
境港第7負担区	420円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 境港第7負担区の単位負担金額を追加（別表関係）  
新たに第7負担区を定め、その単位負担金額を420円とする。
- 2 施行期日  
平成29年4月1日

(参 考)

### 境港市公共下水道事業受益者負担金区域图

